

市町村の合併の特例等に関する法律案の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間、期間を定めて、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

- ① 合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。
- ② その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例 示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

- ① 構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。
- ② 権限
 - ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。
 - イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
 - ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称（「〇〇区」）を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合は、

- ① 合併関係市町村の協議で設置を決定。
- ② 特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。
- ③ 住所の表示に地域自治区の名称（「〇〇区」）を冠する。

3 特例措置等

- ① 市町村建設計画は合併市町村基本計画と名称を変更し、所要の規定の整備を行う。
- ② 合併特例債は廃止する。
- ③ 合併算定替については、現行法の合算特例期間10年を段階的に5年に短縮し、激変緩和期間は現行法と同様に5年とする。
- ④ 人口3万人以上を有すれば、地方自治法の規定にかかわらず市となることができる特例は廃止する。
- ⑤ 下記の特例措置は、現行の市町村の合併の特例に関する法律(以下「現行法」という。)と同内容。

- ア 市が新設合併後も市であること
- イ 議会の議員の定数及び在任並びに退職年金に関する特例
- ウ 農業委員会の委員の任期に関する特例
- エ 職員の身分取扱い
- オ 一部事務組合等に関する特例(現行法改正による合併に伴う一部事務組合に関する手続きの簡素化を図る特例の拡充と同内容の特例を加えたもの)
- カ 地方税の不均一課税
- キ 合併補正、地方債の配慮
- ク 流域下水道に関する特例
- ケ 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例
- コ 地域審議会

4 市町村の合併の推進に関する構想等

- (1) 総務大臣は、自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。
- (2) 都道府県は、基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村(以下「構想対象市町村」という。)を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想(以下「構想」という。)を定めるものとする。
構想においては、市町村の現況及び将来の見通し、構想対象市町村の組合せ等を定めることとする。
- (3) 構想を定めるにあたって、あらかじめ、都道府県に置く市町村合併推進審議会の意見を聴く。市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

- (4) 都道府県知事が、構想対象市町村に対し、地方自治法に基づき合併協議会を設けるべきことを勧告したときは、勧告を受けた市町村の長は合併協議会設置協議について議会に付議し、議会が否決した場合等においては、住民が有権者の6分の1以上の連署により又は市町村の長が住民投票の請求を行うことができる。住民投票により有効投票の過半数の賛成があった場合には、議会が可決したもののみならず。
- (5) 合併協議会において、合併市町村の名称等により協議が調わないときに、合併協議会の委員の過半数の同意を得た申請に基づき、都道府県知事は市町村合併調整委員を任命し、そのあっせん又は調停に付することができる。
- (6) 都道府県知事は、構想対象市町村に対し、合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。都道府県知事は勧告を受けた市町村に対し、勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

5 補則・罰則

国及び都道府県は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない等所要の規定を置く。

6 施行期日

この法律は平成17年4月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う（5年間の限時法）。ただし、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに行われる市町村の合併については、現行法が適用される。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 合併特例区

(1) 市町村の合併の特例等に関する法律と同内容(2)を除く。P1-1参照。

(2) 特定合併市町村の特例(現行法にのみ規定)

特定合併市町村(平成11年7月16日から平成17年3月31日までに市町村の合併を行った市町村)は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、期間を定めて、旧市町村の区域であった区域ごとに合併特例区を設置することができる。

2 地域自治区の特例

市町村の合併の特例等に関する法律と同内容(P1-2参照)。

3 現行合併特例法の経過措置

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

4 一部事務組合等の特例の拡充

一部事務組合等の構成市町村間の合併で、事実上構成団体の変更がない場合において、市町村の合併後規約が変更されるまでの間(最大6月)、合併市町村及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合等とみなす等の特例措置を講じ、市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の事務負担の軽減を図る。

5 施行期日

1、2は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。
3は公布の日。4は公布の日から60日経過後の市町村合併について適用。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

- (1) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。
- (2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。
- (3) 地域協議会
 - ① 構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。
 - ② 権限
 - ア 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - イ アのほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。

2 都道府県の自主的合併手続等の整備

(1) 都道府県の自主的合併手続

都道府県の合併について、地方自治法第6条第1項の規定に加えて、関係都道府県の発意により行うことができるよう規定を整備する。

- ① 関係都道府県の申請（総務大臣経由）に基づき、内閣が決定する。
- ② 関係都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。
- ③ 内閣は、この決定を行う際に国会の承認を得ることとする。
- ④ 合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

(2) 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併手続

都道府県の境界にわたる市町村の新設合併を関係地方公共団体の発意により行うことができるよう規定を整備する。

- ① 関係市町村及び都道府県の申請に基づき、総務大臣が市町村の新設合併を定める。この場合、総務大臣は、申請に基づき、新設市町村の属すべき都道府県を定め、これに伴い都道府県の境界も変更することとする。
- ② 関係市町村及び都道府県は、申請に際して、それぞれ議会の議決を経ることとする。
- ③ 新設合併の処分は、総務大臣が行う告示により効力を生じることとする。

3 条例による事務処理特例の拡充

- ① 市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属する事務の一部を処理することができるよう要請することができることとする。
- ② 都道府県知事は、この要請があったときは速やかに市町村長と協議を行わなければならないこととする。

4 収入役制度の改正

条例で収入役を置かないこととできる特例を政令で定める市（人口10万未満の市を想定）まで拡大する。

5 議会の定例会の招集回数の自由化

議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとする。

6 財務会計制度の改正

(1) 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより一定の経費（公共料金のような債務の確定が容易に確認できる経費を想定）については、支出命令を簡素化し、例えば毎月行っていた支出命令等が年度ごとに一括して行えるよう措置する。

(2) 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約ができる対象に、これまでの電気・ガス・水の供給を受ける契約、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約に加え、政令で定める契約（OA機器のリース契約等を想定）を追加する。

7 施行期日

2は平成17年4月1日。その他は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日。

市町村の合併の特例等に関する法律案について

(1) 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、旧市町村単位に法人格を有する区（合併特例区）を一定期間設置できる制度を創設する。

- 区長、合併特例区協議会を置く（公選としない）。
- 課税権、起債権はなし。
- 住所の表示にはその名称（「〇〇区」）を冠する。

※ 法人格は有しないが、区長を置くことができる「地域自治区」(P3(1))の特例も創設。

(2) 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

- ① 合併に関する障害除去のため、地方税の不均一課税、議員の在任特例等、現行合併法の特例措置は基本的に存置。
- ② 人口3万人以上を有すれば市となることができる3万市特例及び合併特例債は廃止。合併算定替は、現行の特例期間10年（+激変緩和5年）を段階的に5年（+激変緩和5年）に短縮。

(3) 市町村合併推進のための方策

- ① 総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定
- ② 都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定。
- ③ 都道府県知事は、構想に基づき、
 - 申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会に係るあっせん、調停を行わせることができる。
 - 合併協議会設置の勧告を行うことができる。勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会に付議することとし、議会が否決した場合等には、住民が1/6以上の有権者の署名により又は市町村長が住民投票を請求することができる。
 - 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができる。

この法律は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)の限時法とする。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案について

(1) 合併特例区制度等の創設

「市町村合併の特例等に関する法律」で定める合併特例区制度等（P 1 (1)）は、現行合併特例法においても規定する。

(2) 経過措置

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。

(3) 一部事務組合等の特例の拡充

市町村の合併に伴う一部事務組合等に関する手続の簡素化等の特例措置を講じる。

地方自治法の一部を改正する法律案について

(1) 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

住民自治の強化等を推進する観点から市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとする。

(法人格は有しない。)

- 地域協議会・・・地域の意見を取りまとめ行政に反映
- 区の事務所・・・市町村の事務を分掌

※合併に際して旧市町村単位で設けられる地域自治区には、区長を置くことができ、住所の表示にはその名称(「〇〇区」)を冠する。

(2) 都道府県の自主的合併手続等の整備

① 都道府県合併

(現行) 特別の法律の制定が必要(憲法95条に基づき住民投票で過半数の同意が必要)。

↓

(改正後) 都道府県の合併について、都道府県議会の議決を経た申請に基づき、内閣が国会の承認を経て決定する手続きを追加する。

② 都道府県の境界にわたる市町村の新設合併

(現行) 特別の法律の制定が必要(憲法95条に基づき住民投票で過半数の同意が必要)。

↓

(改正後) 編入合併と同様、関係市町村及び都道府県の議会の議決を経た申請に基づき、総務大臣が決定する手続きを整備する。

(3) 条例による事務処理特例の拡充

(現 行) 都道府県は、事務処理の特例に係る条例を定めて、都道府県知事に属する事務の一部を市町村に処理させることができる。

↓

(改正後) 市町村から都道府県に対して条例を定めることを要請できるよう規定を追加する。

(4) 収入役制度の改正

(現 行) 町村は、条例で収入役を置かず、町村長又は助役に事務を兼掌させることができる。

↓

(改正後) 政令で定める市（人口10万未満の市を想定）に拡大する。

(5) 議会の定例会の招集回数の自由化

(現 行) 議会の定例会は、年4回以内の条例で定める回数招集することとされている。

↓

(改正後) 回数に制限なく、条例で定める回数招集することとする。

(6) 財務会計制度の改正

① 支出命令の簡素化

政令で定めるところにより、一定の経費については支出命令を簡素化できるよう措置する（公共料金のように債務の確定が容易に確認できる経費を想定）。

② 長期継続契約の対象範囲の拡大

長期継続契約（複数年度にわたって締結できる契約で電気、ガス、水の供給等を法律で規定）ができる対象に政令で定める契約を追加する（OA機器のリース契約等を想定）。

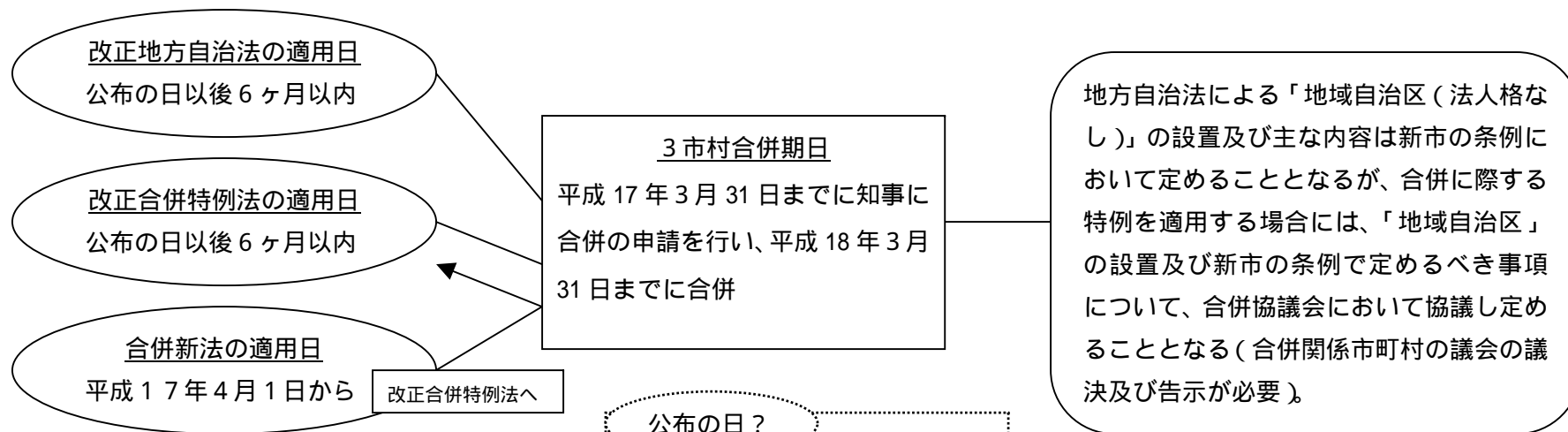
平成 16 年 2 月
総務省 自治行政局

第 159 回国会提出法案

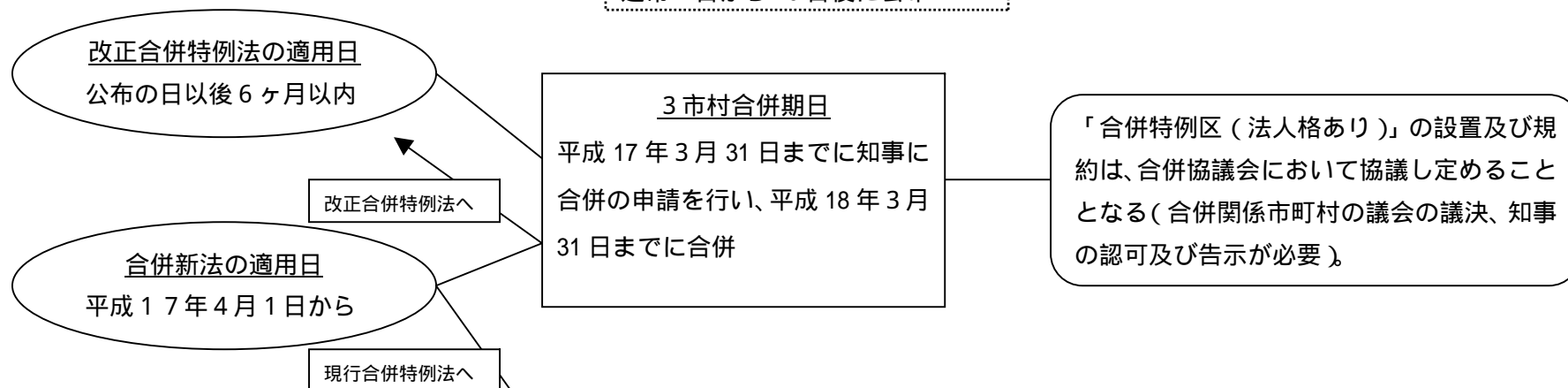
1. 市町村の合併の特例等に関する法律案
2. 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案
3. 地方自治法の一部を改正する法律案

地域自治区

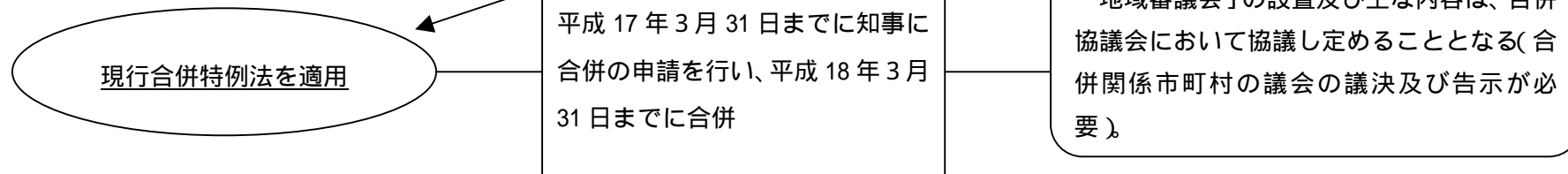
地域自治組織制度の適用等に関する資料



合併特例区

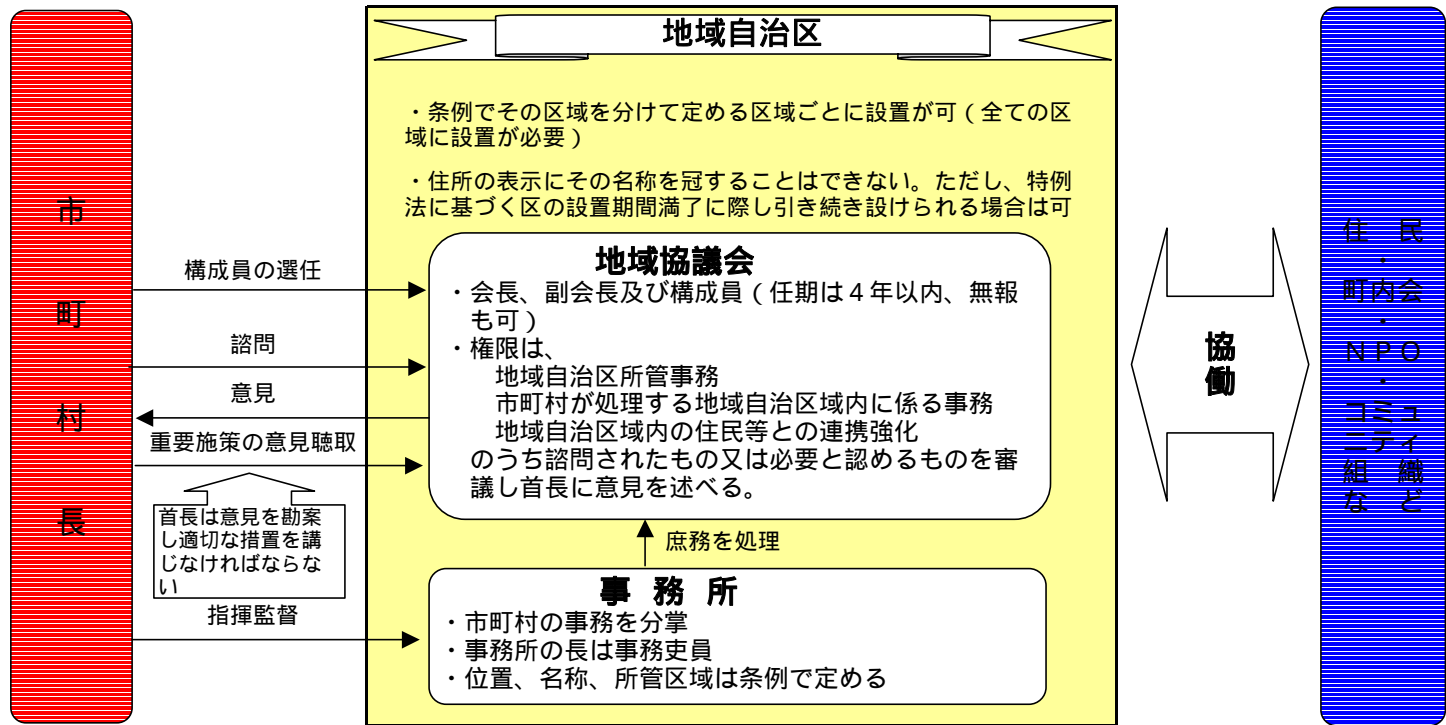


地域審議会



地域自治組織(地域自治区・合併特例区)制度

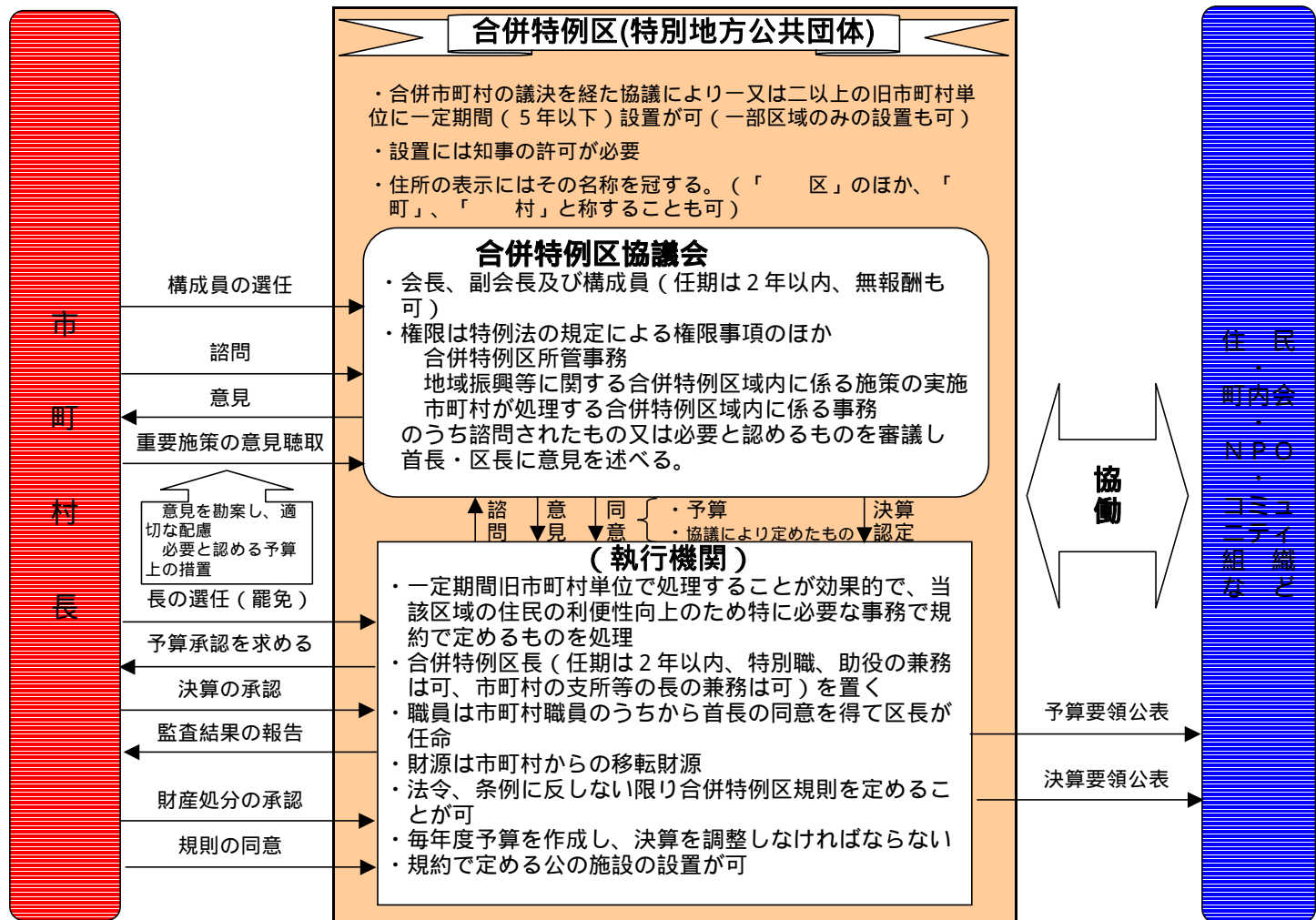
地域自治区(法人格を有しない)について



特例法による特例について

区の設置：合併市町村の議決を経た協議により一又は二以上の旧市町村単位に一定期間設置が可(一部地域のみ設置も可)
 住所の表示：住所の表示にはその名称を冠する。(「区」のほか、「町」、「村」と称することも可)
 区長：事務所の長に代えて区長(任期は2年以内、特別職、助役の兼務は不可)を置くことが可
 位置、名称、所管区域：協議で定める

合併特例区(法人格を有する)について



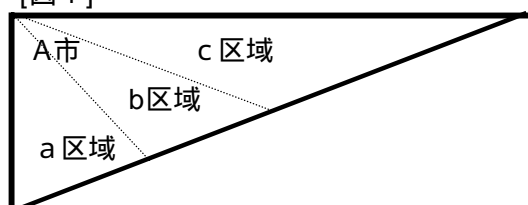
地域自治区

原則(地方自治法第202条の4)

市町村の区域を分けて定める地域ごとに地域自治区を設け、事務所を置くことができる。

～設置自体は任意だが、執行機関としての位置づけなどに鑑み、市町村の全エリアに設置することを想定している。

[図1]



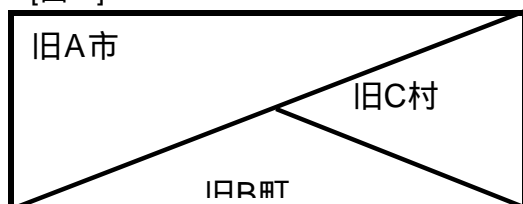
A市をa、b、cの3つの区域に分けて地域自治区を設置できるが、c区域だけには設置しないということはいくつかできない。

合併に係る設置手続等の特例(新法第23条)

市町村の合併に際しては、合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする地域自治区を設けることができる。

～市町村の合併に際しては、地方自治法の例外として、合併後の市町村の一部の区域についてのみ地域自治区を設置することを認めている。

[図2]



旧A市、旧B町、旧C村の合併に際し、旧A市、旧C村にのみ地域自治区を設けることができる(旧A市、旧C村それぞれに設置することも、併せて1カ所に設置することも可能)。また、この場合、旧B町に地方自治法上の地域自治区を設置することも可能

合併特例区(新法第26条、第56条)

市町村の合併に際しては、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域とする合併特例区を設けることができる。

旧A市、旧B町、旧C村の合併に際し、その全部又は一部に合併特例区、地域自治区を設けることができる(それぞれに設置することも、2カ所以上を併せて設置することも可能)。なお、合併後の新市に地方自治法上の地域自治区を設置する場合、合併特例区を設定している区域(例えば旧C村)には、地域自治区を設置しないことができる([図2]参照)。

地域自治区・合併特例区の制度比較

資料5

区分		地域自治区		合併特例区
設置根拠		地方自治法 第202条の4	新法第23条 ～合併に際して地域自治区を設ける場合 の設置手続等の特例	新法第26条
団体の性格		地方公共団体の執行機関		特別地方公共団体
設置目的		市町村の権限に関する事務を分掌させ、地域住民の意見を行政的に 確に反映させつつ処理する。		合併後の一定期間、地域住民の意見を反映しつつ、一定の事務 を処理することにより、合併市町村の一体性の円滑な確立に資す る。
設置方法		条例	合併関係市町村の議決を経た協議	合併関係市町村の議決を経た協議に基づく規約(以下「規約」) ～知事又は総務大臣の認可が必要
設置期間		期限の定めなし	合併関係市町村の協議で定める期間	5年間
設置単位		市町村の区域を分け て設置	合併市町村の区域の一部の区域に設置で きる(1又は2以上の旧市町村単位)。	合併市町村の区域の全部又は一部の区域に設置できる (1又は2以上の旧市町村単位)。
処理する事務		長の権限に属する事務を分掌 合併関係市町村で処理していた事務で、合併後の一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的処 理に資するもの及び当該区域の住民の利便性の向上のため特に必要な事務として規約で定めるもの。		
長	位置づけ	事務所の長(事務職員 を充てる。)	協議により、事務所の長に代えて区長を置く ことができる(任期2年以内)。 特別職の公務員	区長(合併特例区を代表し、事務を総理する(任期2年以内)。 支所・出張所の長と兼ねることができる。 特別職の公務員(助役と兼ねることができる。)
	選任方法	合併市町村長が選任	地域の行政運営に関し、優れた識見を有す る者から合併市町村の長が選任	市町村長の被選挙権を有する者から合併市町村の長が選任
協 議 会	名称	地域協議会		合併特例区協議会
	会長・副会長			
	選任方法	条例で定める。		規約で定める。
	任期	構成員の任期による。		
	構成員			
	資格	当該区域内に住所を有する者		当該区域内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙 権を有する者
	選任方法	条例に基づき市町村長が選任		有資格者のうち規約で定める方法により合併市町村長が選任
	選任の配慮	当該区域の住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮		
	任期	4年以内で条例で定める。		2年以内で規約で定める。
	報酬	支給しないこととできる。		
権限	当該区域に係る事項のうち、市町村長その他機関から諮問されたもの 又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。 ・事務所が所掌する事務に関する事項 ・市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 ・市町村の事務処理に当たっての地域自治区の住民との連携強化 に関する事項 市町村長は、条例で定める重要事項で地域自治区の区域に係るもの を決定・変更するに当たっては、予め地域協議会の意見を聞かなけれ ばならない。 市町村長その他機関は、地域協議会の意見を勘案し、必要と認めると きは、適切な措置を講じなければならない。		当該区域に係る事項のうち、市町村長その他機関若しくは合併特 例区の長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審 議し、意見を述べる。 ・合併特例区が処理する事務及び地域振興策等に関する施策 その他合併市町村が処理する事務で当該区域に係るもの 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重 要事項で合併特例区の区域に係るものを実施しようとするとき は、予め合併特例区協議会の意見を聞かなければならない。 市町村長その他機関は、合併特例区協議会の意見を勘案し、必 要と認めるときは、適切な措置を講じなければならない。 合併特例区の長と合併特例区の協議により、合併特例区に関す る事項につき、合併特例区協議会の同意を要するものを定めるこ とができる。	
住居表示	住居表示に関する法律第2条に定めるもののほか、当該地域自治区の名称を冠する。 地域自治区の期間の満了に際し、当該地域自治区の区域で引き続き設けた地域自治区の区域における住居の表 示も同様とする。			

地域審議会について

資料6

合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村であった区域ごとに設置され、合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村長からの諮問に応じて審議するとともに、必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることができる。

【目的】

合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していくための制度。

【制度】

合併前の合併関係市町村間の協議で設置する。

合併関係市町村間の協議事項

- ・ 地域審議会の期間
- ・ 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免
- ・ その他組織及び運営に関し必要な事項

なお、協議は関係市町村の議会の議決を経て行うものとし、その協議が成立した場合は直ちにその内容を告示しなければならない。

また、協議により定められた事項を変更しようとするときは、合併市町村の条例で定めなければならない。

【役割】

地域審議会がどのような任務を持つかについては、合併関係市町村の協議によるが、一般的には、次のような事項が想定される。

合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べること

- ・ 市町村建設計画の変更
- ・ 市町村建設計画の執行状況（定期的）
- ・ 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用
- ・ 予算編成の際の事業等に関する要望
- ・ 基本構想・各種計画の策定・変更
- ・ 住民の行為等が規制される地域の指定

必要に応じ合併市町村の長に意見を述べること

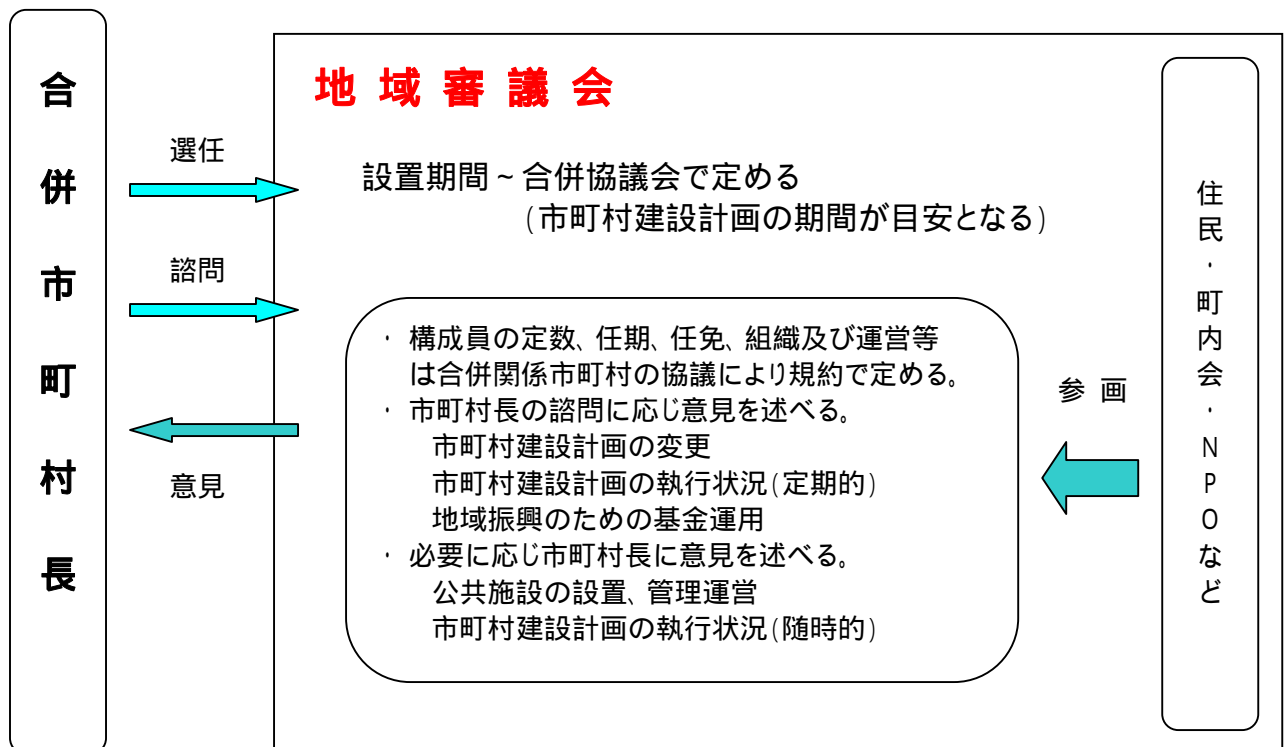
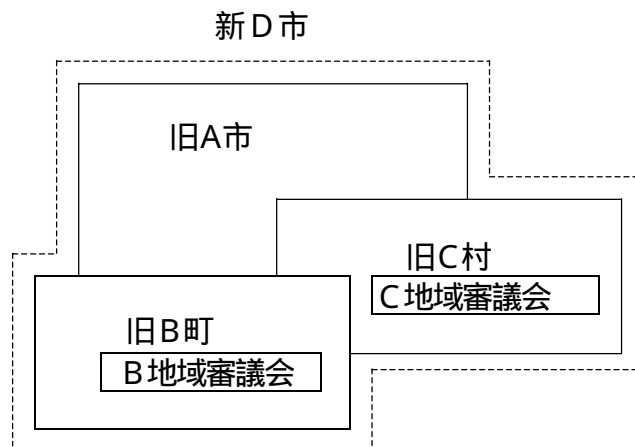
- ・ 市町村建設計画の執行状況（随時）
- ・ 公共施設の設置・管理運営
- ・ 福祉・廃棄物処理・消防等の对人的施策の実施状況

【留意事項】

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、すべての合併市町村に置かなければならないものではない。また、置くこととなった合併市町村にあっても、すべての合併関係市町村の区域に置かなければならないものではない。

地域審議会の設置は、従来一体性のあった合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村を併せて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村を分割し複数の地域審議会を置くことはできない。

設置期間は、地域審議会が合併直後に設けられる特例的な制度であることから、合併関係市町村の協議により定める一定期間に限られるものであること。また、合併後の設置期間の変更は、一般的には適切でないこと。



地域自治組織等小委員会の進め方

- 協議項目：
 10 「地域審議会の取扱い」
 14 「組織及び機構の取扱い」

地域自治組織制度に関する検討・協議

小委員会として考察する、合併
 するとした場合の地域のあり方

設置する

設置しない

地域自治区（法人格なし）

（適用法）
 ・改正地方自治法、改正合併特例法、合併新法

（設置の考え方、設置期間）
 ・住民自治の強化のため、市町村内の一定の区域を単位とし、設置することができる。
 ・自治法...永久。
 ・特例...一定期間
 （新市建設計画期間程度か？）

（機関等）
 地域協議会
 ・会長、副会長及び構成員の任期4年以内
 ・市町村長等の諮問する地域自治区に関する事務及び地域自治区事務について審議し、意見を述べる。
 事務所
 ・事務所を置くものとし、市町村の事務を分掌する。
 ・事務所長は事務吏員とする。
 ・支所等機能あり。
 合併に際して区長を置くことができる。
 設置する場合は、特別職の区長（任期2年以内、助役との兼務は不可）とする。
 住所の表示にはその名称を冠する。

地域自治区の概要検討

合併特例区（法人格あり）

（適用法）
 ・改正合併特例法、合併新法

（設置の考え方、設置期間）
 ・合併後の一定期間（5年以下）、旧市町村の区域を単位として、特別地方公共団体として設置することができる。知事の認可が必要。

（機関等）
 合併特例区協議会
 ・会長、副会長及び構成員の任期2年以内
 ・市町村長、特例区の長等の諮問及び必要事項に対する審議
 ・規約で定める重要事項に対する意見
 ・合併特例区予算に対する同意
 ・課税権、地方債の発行 不可
 ・合併市町村からの移転財源
 執行機関
 ・区の長...特別職、任期2年以内、助役・支所等の長との兼務可。
 ・合併特例区の予算作成 協議会の同意
 首長の承認
 ・事務処理...地域処理が効果的又は必要な事務
 （例）公の施設管理、地域振興イベント等
 ・支所等機能なし

合併特例区の概要検討

支所等の在り方

地域審議会を設置する場合

（適用法）
 ・合併新法、現行合併特例法

（設置の考え方、設置期間）
 ・合併後の区域住民の意見を施策反映させるため、旧市町村を単位として、期間を定めて設置することができる。（先進事例では、新市建設計画期間の10年間の設置が主流）

（機関等）
 地域審議会
 ・構成員の定数、任期、任免、組織及び運営等は合併関係市町村の協議により規約で定める。
 ・市町村長の諮問に応じ意見を述べる。
 市町村建設計画の変更
 市町村建設計画の執行状況（定期的）
 地域振興のための基金運用
 ・必要に応じ市町村長に意見を述べる。
 公共施設の設置、管理運営
 市町村建設計画の執行状況（随時的）
 ・支所等機能なし

地域審議会の概要検討

支所等の在り方

すべての組織を
 設置しない場合

支所等の在り方